

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について山鹿市の基本的な考え方を定め、市民、事業者、市の責任と役割を明らかにし、環境の保全についての施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全についての様々な施策を連携させ計画的に進め、市民が健康で文化的な生活を送ることができるようにすることを目的とします。

第1条ではこの条例の目的を定めています。

目的としては、環境保全についての①市の基本的な考え方②市民・事業者・市の責任と役割③施策の基本事項の三点を定め、各施策を連携させ、計画的に実施することで、市民の健康で文化的な生活の確保を目指すことを謳っています。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 「環境の保全」とは、私たちの健康で文化的な生活を確保するために、現在の恵み豊かな環境をより良いかたちで守り、育てることをいいます。
- (2) 「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響で、環境の保全のうえで障害となるおそれのあるものをいいます。
- (3) 「公害」とは、環境への負荷のうち、事業活動その他の人の活動によって生ずる広範な大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に対して被害が生じることをいいます。

第2条ではこの条例で使用している言葉のうち、「環境の保全」「環境への負荷」「公害」について意味の説明を行なっています。

まず、この後、各条文でも出てきますが、「環境」という言葉は、単に自然環境だけでなく、私たちの生活に根付く伝統的な文化や慣習、また生活を取り巻く街並み景観や植栽、さらに生活を豊かにしている上下水道や公園など、幅広い環境という意味で使用しています。

第1号で定義する「環境の保全」については、私たちの生活が様々な環境、すなわち自然環境にとどまらず、文化や伝統、史跡や景観といった生活環境、さらには地球環境に育まれていることを念頭に、そうした環境を現在よりもいっそう良い状態で、次世代へ守り伝えることを示します。

第2号で定義する「環境の負荷」とは、人的な要因で環境保全の障害となるものであって、天災のような自然現象によるものは含みません。また、直接、単独で環境保全の障害となるものを意味するほか、長期的に他の要因と複合して障害となるようなものも含みます。

第3号では「公害」について、事業活動等により住民に広く被害が生じる現象と捉えています。

(基本的な考え方)

第3条 山鹿市の環境の保全に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- (1) 市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境が適切な状態で守られ、将来の世代へと引き継いでいかれるように行われなければなりません。
- (2) 人と自然とがより良い関係で共に生きていけるように行われなければなりません。
- (3) 資源やエネルギーを有効に利用して、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会をつくるように行われなければなりません。
- (4) 市民活動、事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることを認識し、市民、事業者、市の協働により積極的に取り組まなければならないとします。

第3条では「環境の恵沢の享受と継承」「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」といった環境基本法の考えに基づいて、本市の環境の保全は次のような基本的な考えに則り、進めるべきものとしています。

1号では、生活の基盤である恵み豊かな環境を維持し、将来の世代へと引き継いで行くべきであることを定めています。

2号では、人と自然が密接な関係を有しながら、一方が他方に害を与えないで生存しつづける共生関係を成り立たせることを定めています。

3号では、省エネやリサイクルなどを推進して、現在の環境状況を保全しながら、持続的な発展が可能な社会の形成を目的に行なうことを定めています。

4項では、地球環境の保全が地域環境と密接な関係にあることを取り上げ、これを市民、事業者及び市の協働により取り組むことを定めています。

(市民の責任と役割)

第4条 市民は、日常生活の中で廃棄物の排出、自動車の使用等による環境への負荷を少なくするように努めなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、市民は環境の保全に努力するとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力しなければなりません。

第4条以降、第6条まで、地域環境保全の当事者である市民・事業者・市の責任と役割を定めています。本市においては、これからの環境保全は市民や事業者の皆さんが中心となって取り組む必要性があることから、まず第4条で市民の責任と役割について定めています。この中で、廃棄物の排出や自動車の使用といった、市民の皆さん

が生活する上で発生する最も身近な環境負荷を例として挙げ、それらを少なくすることに市民の皆さんが自ら取り組むこと。また、その他の環境の保全活動、市の環境施策への協力を市民の皆さんの役割と責任として定めています。

(事業者の責任と役割)

第5条 事業者は、事業活動を行うときには、公害を防ぎ、自然環境をより良く保全するために必要な対策をとらなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、事業者はその事業活動を行うときには、環境への負荷を少なくし、その他環境の保全に努力するとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力しなければなりません。

第5条では、事業者の責任と役割として、法律を守って公害を防止するだけでなく、自然環境をより良い状態にし、環境への負荷をより少なくするなど、環境の保全に事業者自ら努めることや、市の環境施策への協力を定めています。

(市の責任と役割)

第6条 市は、環境の保全についての様々な施策を行います。

2 市は、自ら事業を実施するときは、進んで環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、市民や事業者の環境の保全についての取組みを支援します。

第6条では、市の責任と役割として、多方面にわたる環境行政を総合的に企画・立案・実施すべきこと。また、市自体の事業について環境への配慮を行なうだけでなく、市民や事業者の皆さんが行う環境保全活動への支援を定めています。

(施策の基本方針)

第7条 市は、次の基本方針に基づいて、環境の保全についての様々な施策を連携させ計画的に進めます。

- (1) 生態系や生物の多様性を確保するなど、豊かな自然環境の保全を目指します。
- (2) 歴史的、文化的な遺産を将来の世代へより良いかたちで引継ぎ、快適で潤いのある都市環境の保全を目指します。
- (3) 公害を防止し、市民の健康を守り、安全で安心な生活環境の保全を目指します。
- (4) 資源の再利用やエネルギーの効率的な利用を進めるとともに、廃棄物の排出を減らし、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指します。
- (5) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全のための施策を積極的に進めます。
- (6) 市民と事業者そして市の協働による環境の保全についての取組みを進めます。

第7条は、市が様々な環境施策を連携させて、総合的で計画的に実施するにあたっての基本方針を定めています。

1号では生態系の多様性の維持は、すべての生物の生存基盤となることから例として挙げ、自然環境の保全を目指すことを基本方針として定めています。

2号では、本市の歴史的・文化的環境をより良いかたちで次世代へ引き継ぐことで、生活の利便性からも、また文化的な面でも、豊かで快適な都市環境づくりを進めることを定めています。

3号では、公害の防止による市民の安全性の確保を定めています。

4号では、自然の浄化能力を超えた大量消費社会を、自然の物質循環の健全な状態に回復させる為、リサイクルや省エネを進め、省資源少量廃棄の循環型社会の形成を方針として定めています。

5号では、地域環境への配慮に留まらず、地球温暖化に代表される地球環境規模での対策推進を定めています。

6号では、市民同士が、また市民と市がそれぞれの責任と役割分担をお互いに自覚し、補い合い、協力しながら、対等な関係で連携して環境保全対策を進めることを基本方針として定めています。

(基本計画)

第8条 市長は、環境の保全についての様々な施策を連携させ計画的に進めるため、環境の保全についての基本的な計画（以下「環境基本計画」といいます。）を定めます。

2 環境基本計画は、次の事項について定めるものとします。

(1) 環境の保全についての目標

(2) 環境の保全についての施策の方向性

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全について必要な事項

3 市長は、環境基本計画に市民と事業者の意見が反映されるようにするため必要な対策を行います。

4 市長は、環境基本計画を定めるときは、あらかじめ山鹿市環境審議会の意見を聴きます。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、できるだけ速くこれを公表します。

6 環境基本計画を変更するときも、前3項に定められた手続きを行います。

第8条では、市が環境行政を推進するにあたっての指針となる環境基本計画を策定することを定めています。

第2項では、環境基本計画に、環境保全の①目標と②施策の方向性③そのほかの必要な事項を定めることを示しています。

第3項では、環境基本計画の策定に当たっては、アンケートを実施したり、ワークショップ等への参加を求めたりして、市民や事業者の方々の意見を十分反映させることを定めています。

第4項では、環境基本計画を定めるときには、本条例第14条に定める『山鹿市環境審議会』に意見を求めることを記載しています。

第5項では、策定した基本計画の速やかな公表を、また第6項では、基本計画を変更する際にも、策定のやり方を準用することを定めています。

(施策の実施に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を与えるおそれのある施策を計画したり実施したりするときは、環境の保全が図られるよう配慮します。

第9条は、市が事業を計画、実施する際には、十分な環境保全への配慮を定めています。

(体制の整備)

第10条 市は、環境の保全について様々な施策を連携させ、計画的に進めるための必要な体制づくりに努めます。

2 市は、環境の保全についての施策を効果的に進めるため、市民や事業者と協働して取り組むための体制づくりに努めます。

第10条では、環境行政に関する市の体制として、第1項に総合調整等を行なう内部組織を、第2項に市民や事業者の方々と協働した取り組みのための組織を整備することを定めています。

具体的には、第1号の組織として『環境基本計画検討委員会』を、また第2号では第14条に定める『環境審議会』をその組織として想定しています。

(広域的な連携)

第11条 市は、環境の保全についての施策のうち、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とするものについては、国や他の地方公共団体と連携し、その推進に努めます。

第11条は、環境行政は、その行政区域を越えた対応が必要な場合も多く、広域的な取り組み・連携の推進を定めています。広域的な取り組みが必要なものとしては、地球温暖化やオゾン層破壊といった地球規模での環境問題、また河川や海域といった水系での環境問題などがあります。

(環境教育)

第12条 市は、市民や事業者が環境の保全についての理解を深め、環境の保全についての活動意欲が高まるように、環境の保全についての教育の充実に努めます。

第12条では、より良い環境を次世代へ引き継ぐ為には「人材育成」が重要な手段

であるとの認識に基づいて、市民や事業者の環境の保全に対する理解と意欲を増す為の環境教育の充実を進めることを定めています。

(情報の公開と提供)

第13条 市長は、環境の状況や市が実施した環境の保全についての施策を定期的に公表します。

2 市は、市民や事業者の環境の保全についての活動を推進するため、環境の保全についての情報を適切に提供するように努めます。

第13条においては、本条例第7条6号の施策の基本方針にもあるように、本市の環境保全対策は市民・事業者・市の協働により進めるものであり、これらの信頼関係の醸成や意思の疎通のために、第1項では環境の状況、環境保全施策の定期的な公表を、また第2項では、環境の保全に関する情報の適切な提供を定めています。

(審議会)

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、山鹿市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

2 審議会は、次の事務を行います。

(1) 環境基本計画を定め、又は変更する際の市長からの意見の求めに応じること。

(2) 環境の保全についての基本的事項や重要事項について調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令により権限を与えられたこと。

3 審議会は、前項の事項について、市長に意見を述べることができます。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織や運営について必要な事項は、規則で定めます。

環境基本法第44条では、市町村は環境保全に関して調査審議させる為「条例で定めるところにより」「学識経験のあるものを含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことが出来る」となっています。また、本条例第7条第6項では「協働による」環境保全の取組み推進し、また同8条第3項及び4項では基本計画策定にあたって、市民及び事業者の意見を反映させ、また環境審議会からの意見の聴取について規定しています。

これらの規定に基づき第14条では、市民や事業者の意見を反映し、計画の策定や変更、さらに環境保全に関することについての調査審議機関として環境審議会を設置することを定めています。

第2項では、その事務として①基本計画策定又は変更する際、市長の求めに応じた意見の提出②環境保全についての年度計画等の基本的な事項や、重要な政策策定についての調査審議③現在はありませんが、他の条例等で定められた場合の業務を挙げています。

第3項では、審議会の権限として第2項に定められた職務については、自発的に市長へ意見を述べる事が出来ることを定めています。

第4項では、審議会の定員や運営等については、別に『山鹿市環境審議会規則』に定めることを記載しています。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

第15条では、この条例に記載されたこと以外で、必要な事項は市長が別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

附則では、この条例が実際の効力を発揮する日を定めており、具体的には平成17年6月28日に公布しています。